

2021年11月

JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocolに基づくオンライン調停

弁護士 井上 葵 / 弁護士 デービッド マッカーサー / 弁護士 土門 駿介

I. COVID-19 下における国際調停手続

調停は、訴訟や仲裁に代わる柔軟な紛争解決プロセスを当事者に提供するものです。すなわち、当事者同士で紛争を解決することができない場合や解決が困難である場合等に、当事者は、独立した第三者である調停人の支援を受けることができます。仲裁における仲裁人や裁判所の裁判官とは異なり、調停人は終局的な判断を行う者ではなく、調停手続の結果は両当事者が最終的に決めることとなります。また、調停が奏功する場合、訴訟や仲裁手続に比べて、早期かつ低コストで紛争を解決することができます。

国際調停の利用は、単独のプロセスとして、又は、SIAC-SIMC Arb-Med-Arb Protocolのような仲裁等の他の紛争解決手段と組み合わせた複合的なプロセスとして、近年増加傾向にあります。このような傾向をふまえて、当事者が調停を利用しやすくすることを目的とした、調停センターや調停規則の整備が進んでいます。例えば、日本では、国際的な調停の利用を促進するために、2018年11月に京都国際調停センター(Japan International Mediation Center in Kyoto: JIMC)が開設され、シンガポールでは、2014年にシンガポール国際調停センター(Singapore International Mediation Centre: SIMC)が開設されました。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的拡大が始まった2020年、JIMCを運営するJAAとSIMCの関係者は、「COVID-19 パンデミックの中で、日本とシンガポール間の企業を含む国境を越えたビジネスに、経済的で、迅速かつ実効性のある商事紛争の解決ルートを提供する」ためのプロトコルを作成しました。2020年9月、この目的を達成するために「JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocol」(以下、「ジョイントプロトコル」)が発表されました¹。これは、2つの国際紛争解決センター間の初の共同オンライン調停プロトコルであり、パンデミック下において、迅速な調停手続を提供することを意図したものです。

本ニュースレターでは、ジョイントプロトコルの概要と、同プロトコルに基づく最初のケースにおける当事務所の経験をご紹介します。

¹ 2020年9月13日付け「Japan International Mediation center and Singapore International Mediation Center Launch Joint Mediation Protocol to Help Cross-Border Businesses Resolve Disputes Swiftly and Inexpensively」(<https://www.jimc-kyoto.jp/img/5f5dd469fb377cde0e9f19ba.pdf>) 参照。

II. JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocol

1. ジョイントプロトコルの主な特徴

ジョイントプロトコル(JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocol)は、その名の通り、COVID-19 の蔓延防止策として各国で行われている規制(例えば、海外渡航や大人数での会合の制限等)に対応した形での調停手続を可能とするためのものです。そのため、ジョイントプロトコルに基づく調停手続は、伝統的な対面での調停手続とは異なり、完全にオンラインで行われるという特徴があります。

また、ジョイントプロトコルにおいては、各調停機関から 1 名ずつ選任される合計 2 名の共同調停人が選任されることが定められています。通常の調停においては、両当事者が納得できる 1 名の調停人を合意することは容易ではないことがあります。また、仮に合意できたとしても、一般的には、両当事者に対して中立的な立場にある調停人、すなわち、両当事者とは異なる国籍や文化的背景を有する調停人の選任を合意することになります。

これに対し、ジョイントプロトコル下においては、2 名の調停人が選任されるため、両当事者と法的・言語的・文化的な背景を共有する調停人を選任することがより容易になります。この点について、同プロトコルにおいては、各調停機関が調停人を選任することが想定されていますが、各当事者は調停人の資質についての自らの希望を表明することができます(なお、調停機関による選任に代わって、両当事者が調停人を指名することも可能ですが、その場合はジョイントプロトコルが定める料金表は適用されないこととなります(第 5 条第 1.2 項参照))。

さらに、ジョイントプロトコルに基づく調停手続をより魅力的かつ利用しやすいものとするため、申立手数料、管理費用、調停人の報酬は、通常の対面式の調停に適用される費用よりも低く設定されています。例えば、JIMC 又は SIMC への調停申立ては、20,000 円又は 250SGD という低額の申立手数料を支払うことにより、オンラインで行うことが可能とされています(第 2 条第 1 項)。また、ジョイントプロトコルの Table 1 に記載されている一般的な料金表によれば、1 億円以下の紛争の場合、各当事者が支払う費用は一律 50 万円であると定められています²。

手続がオンラインで行われること、及び、2 名の調停人が共同で手続を主宰することが、ジョイントプロトコルの主たる特徴であり、筆者らが知る限り、国際調停に関して、2 名の調停人の選任をデフォルトのルールとして規定している主要な調停機関は他に見当たっていません。

III. ジョイントプロトコルに基づく調停手続の実例

2021 年半ば、当事務所は、クライアントを代理して、ジョイントプロトコルに基づく初の調停手続を行いました。本件は、日本企業とインド企業との間のジョイントベンチャービジネスに関する紛争に起因するものです。本件において、当事者はまず、SIAC に基づく仲裁手続を開始しました。仲裁手続の過程において、両当事者はジョイントプロトコルに基づく調停によって紛争の解決を図ることに合意しました。

調停機関と当事者間のコミュニケーションにおいて、当事者はまず、調停人の資質に関する希望を提出するよう求められました。この点について、日本企業は、調停人 2 名の選任について、1 名は日本国籍であることを希望

² Table 1 に定められた手数料表は、各調停機関が選任した 2 名の調停人による、オンラインでの 2 者間調停 (1 日) を前提条件としています (第 5 条第 1 項第 1 号)。当事者がこれ以外の条件を選択した場合、実際の手数料の金額は調整されることとなります。

しました(なお、もう 1 名の調停人がインド国籍となることに異議はない旨も付言しました。)。また、両調停人共に弁護士であり、英語に堪能であることが望ましいといった希望を述べました。これに対し、インド企業は、少なくとも 1 名はインド国籍であることが望ましいとコメントしました。

当事者の希望を確認した後、調停人の選任にあたり、JIMC は日本法資格の弁護士を、SIMC はシンガポール法資格の弁護士をそれぞれ共同調停人として選任しました。インド企業が希望していたインド国籍の調停人は選任に反映されませんでした。このことに対し、いずれの当事者も異議を述べませんでした。

また、ジョイントプロトコルの既定のルールに従い、両当事者は、調停期日を全てオンラインで行うことに合意しました。その後、参加者の都合を考慮し、調停期日は、隔日で合計 3 日間の日程で行うことが決定されました。このような柔軟な日程の設定は、全参加者が一か所に集まる従来の調停手続(すなわち、調停期日の会場の予約、海外出張、及び、ホテル宿泊が必要な場合)に比べ、調停がオンラインで行われたことによって比較的容易に実現できました。

調停期日初日の冒頭において、共同調停人はまず、本件の調停手続が当事者間の共通の法的利益及びビジネス上の利益を追求するためのものであることを強調しました。その後、両当事者は、それぞれ冒頭陳述を行い、事実面の主張・法的な主張と和解案を提示しました。その後、共同調停人は、当事者との間で数回の個別のセッション及び合同のセッションを行い、当事者が提起した様々な問題を取り上げ、合意できる部分を特定するとともに、両当事者が合意できなかった部分の解決を目指しました。上述の通り、調停期日は当初、3 日間の予定でしたが、2 日目の最後に両当事者が和解に至ったため、調停期日は 2 日間で終了しました。

IV. ジョイントプロトコルの実例をふまえた考察

本件の調停手続をふまえた考察は以下の通りです。

1. 2 名の共同調停人による調停手続

全体として、(単独の調停人ではなく)2 名の共同調停人の存在は和解協議を円滑に進めるという観点から非常に有用でした。

(1) 2 名の調停人を選任することのメリット

当事者は 2 名の独立した調停人の意見を聞くことができるというメリットがあります。このことは、各当事者において法的立場の強さ・弱さを認識することにつながるという観点からも効果的であると考えられます。

また、当事者が異なる国籍、法的・文化的・言語的バックグラウンドを有する場合において、1 名の調停人のみが選任された場合、当該調停人としては、各当事者における背景事情や意向にかかわるニュアンスの全てを把握することは容易ではありません。これに対して、2 名の共同調停人の選任を認める場合、共同調停人全体として、そのようなニュアンスをよりよく理解できるような共同調停人の選任が可能になります。もちろん、当事者がどのような調停人を選任するべきであるかは事案によって異なり得るものの、2 名の調停人の選任によって、調停人に求められる資質・バックグラウンドを共同して広くカバーできるようになることは、国際的な紛争事案の解決の実効性を高める観点から非常に有益であると考えられます。

(2) 2名の調停人を選任することの潜在的なデメリット

他方、2名の調停人を選任することのデメリットとしては、費用と日程の問題が考えられます。

まず、調停人の報酬は当事者が負担する必要があるため、2名の調停人を選任する場合、1名の調停人のみを選任する場合に比べて、必然的に調停の費用が高くなることが予想されます。

次に、選任された調停人が多忙である場合等、単独の調停人を選任する場合に比べて、調停期日を開催するための日程調整が難しくなることが予想されます。その結果、当事者が希望する日程での調停期日を開催することができない可能性(すなわち、期日が当事者の当初の希望よりも後ろ倒しになる可能性)があります。

もっとも、費用の点について、ジョイントプロトコルは、上述のような低廉な費用体系を提供していることから、このような潜在的なデメリットへの対処が図られています。また、日程の点については、以下 2(1)で後述するように、オンラインでの調停手続を利用することによって効率化を図ることが可能と考えられます。

2. 調停期日をオンラインで行うこと

調停期日全体をオンラインで行うことは、対面式の調停セッションと比較して、概ね手続の柔軟性を高めるものであって効率的であるといえます。

(1) オンライン調停期日のメリット

国際調停のセッションを対面で実施する場合、各当事者と調停人は、海外出張のために様々なスケジュールを調整する必要があることから、調停期日の調整に難航することがよくみられます。特に、調停参加者のスケジュールが合わない結果、当事者が調停申立てをすることを決定してから数ヶ月後になってようやく調停期日が実施できるといった場合には、このような調停手続の事実上の遅延が、両当事者の和解実現に向けたモメンタムに影響を与える可能性もあります。また、スケジュールリングの観点から、そもそも選任できる調停人の候補が制限されるといった可能性も生じます。

これに対して、オンラインの調停期日においては、調停人及び当事者による移動の必要がなくなることから、調停期日の日程に柔軟性を持たせることができ、また、その結果、選任できる調停人の幅も広がることとなります。上記のとおり、筆者らが担当したケースでは、調停期日は1日おきに開催されましたが、このような隔日での開催は、対面の調停の場合には実現困難であった可能性があり、また、仮に開催自体が可能であったとしても、中日があることによってコストが増加する可能性がありました。

また、ジョイントプロトコルにおいては、従来の調停プロセスよりも安価になるように設計された、オンライン調停専用の低廉な料金表が定められています(ジョイントプロトコル第1.3条)。

(2) オンライン調停の潜在的なデメリット

もっとも、調停の審理をすべてオンラインで行うことについては、潜在的なデメリットも予想されます。

まず、調停人を含む参加者のそれぞれのタイムゾーンが大きく異なる場合、時差のために全ての参加者に適した共通の時間帯を設定することが困難な場合が考えられます。そのような場合には、オンライン手続の利用を部分的なものにとどめることや、従来型の対面式の調停手続を利用することがより適切であると考えられます。他方、オンライン調停においてこのような問題に対処するための 1 つの対応策として、全ての当事者にとって合理的な時間帯に調停期日が開かれるよう、一期日をより短時間で終了させる(その分、日数を増やす)形でスケジュールを組むといった方法が考えられます。

第二に、オンラインでの調停は和解実現に向けた当事者の態度・心理に影響を及ぼす可能性があります。すなわち、調停が従来通り対面式で行われた場合、当事者は、より多くの時間及び費用(例えば、旅費、宿泊費、調停期日の会場費用等)を負担しなければならないため、調停の実施のためにより多くの「投資」を行ったと感じる可能性があります。さらに、一つの部屋で face-to-face で議論を行うことにより、パソコンの画面越しにやり取りを行う場合とは異なる心理的影響が生じる可能性があります。

第三に、オンライン調停は技術的な問題が発生する可能性があります。もっとも、筆者らが担当した件においては、調停期日中、当事者は安全で高速のインターネット接続を確保できたため、オンラインで調停期日を行うことに特段の困難はありませんでした。

このような問題も想定されるものの、オンライン調停自体の有用性は否定されるものではなく、事案に応じて利用することが推奨されます。

V. まとめ

ジョイントプロトコルは、海外渡航や会合の制限が課されているコロナ禍における実効的な調停手続を提供する、ユニークかつ有用な試みであるといえます。上述したとおり、調停が完全にオンラインで行われること、また、2名の調停人が選任されることの利点を考えると、コロナ禍が収束した後も、ジョイントプロトコルが引き続き利用される可能性があり、筆者らとしてはそのような展開を歓迎したいと考えています。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 井上 葵(aoi.inoue@amt-law.com)
弁護士 デービッド マッカーサー(david.macarthur@amt-law.com)
弁護士 土門 駿介 (shunsuke.domon@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。